

頂いたテーマ：官公需施策の取り組みについて

本会ではどのような取り組みがあったか

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置
に関する基本的な事項
5 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業団体中央会のこと・・・WEB検索してください。
協同組合制度のこと・・・WEB検索してください。

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の**財産的価値について十分に留意**した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

ざあーつくりと...

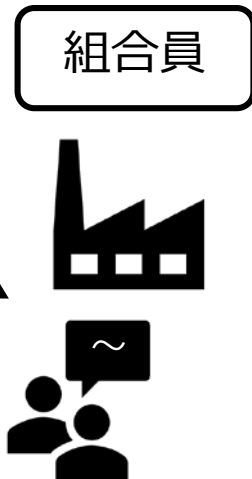
知財は書面で明確に契約しよう！
価値に留意した契約にしよう！
ひな形あるから活用しよう！

関連する相談を受けるのは、問題が生じた後。
そこでは、**共通の価値観を共有**する取り組みから始まる。

本会の官公需施策の取り組み事例

※ 本事例は事実を一部脚色しております。
実際はもう少し、ぎすぎすどろどろしております。

増刷注文もウチに発注があると見越しての見積金額なのです。成果物は、デザイン（データ）ではなくチラシなのに…



事業のPRチラシを1,000枚作ってください。

見積書を提出いたします。

合見積の結果、作成お願いします。

完成しましたので、納品します。

PRチラシのデータをもらえませんか？

どうしてですか？

関係各所に更に配ることになって、職員がラ●スルやプリ●トパックで印刷して配ろうと思っています。

行政



支出を抑えることと、官公需施策の意義とのバランスが難しい。デザインと印刷は分けるなどで発注していきたい。

全日本印刷工業組合連合会「大きく変わる知的財産権の取り扱い」より著作権の譲渡により、印刷用データ等の中間生成物の所有権も発注者側に当然に譲渡されるという錯誤
発注者が経費を負担して成果品を作成するのだから、印刷用データ等の中間生成物も発注者に所有権があるという誤解

仕様、契約上の明記はないですが、だからこそ、知財の扱いとしてマズいのでは…？配慮してもらえないですか？



対話

そのような観点に気付きませんでした。ただ支出を抑えようと思って、悪気はなかったのです。

知的財産権の取り扱いの明記に係る「基本方針」を推進した本会の取り組み事例のご紹介となります。

知的財産権の取り扱いの明記の変遷

平成28年度	平成29年度	令和2年度
<p>国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。</p>	<p>国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。</p> <p>また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。</p>	<p>国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。</p> <p>また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。</p> <p>その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。</p>

記述が増えるのは「良いこと」なのか？ 増えるほどに良い方向に進めているのか？

「わざわざ」記載しなくても、「当たり前」だといえる官公需にならないのか？

そのためには、共通の価値観づくり・共有の仕組みが重要ではないのか？

本協議会での対話が良い方向の推進力の一助になるのではないのか？

つまり、いいかったこと

第72回中小企業団体全国大会（10/22） 決議（全国中小企業団体中央会・茨城県中小企業団体中央会）

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

7.官公需対策の強力な推進

個別要望事項（4）

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を官公需適格組合、発注機関との意見交換の場として設定するなど、官公需施策等の課題把握と改善に努めること。

官公需適格組合は、地域の中小企業・小規模事業者によって構成される専業者集団であるが、昭和42年の制度創設から50年以上経過しているものの、国等、都道府県及び市区町村の発注担当はその制度を含め官公需適格組合に対する十分な認識や理解が進んでいない状況が多く見受けられることから、全ての地方公共団体等の発注窓口に対して、官公需適格組合制度について周知を徹底するとともに、競争契約参加資格審査にあたっては、「総合点数の算定特例制度」の一層の活用を努める必要がある。

地域の事業に精通する官公需適格組合が受注することは、受注後の円滑な事業遂行、雇用創出の効果、納税、コスト削減が見込まれるため、地域の中小企業・小規模事業者の経営基盤に繋がることから、地域の持続的発展に寄与する活動を日々展開している官公需適格組合に対してより一層の受注拡大を図る必要がある。

また、毎年、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」が開催されているが、**官公需施策等の説明会となっている**。都道府県内の官公需適格組合や発注機関が集まる唯一の機会であるため、**意見交換の場を設け、発注者及び受注者の課題把握に積極的に努めるとともに、その課題の改善に向けて取り組む必要がある**。

福岡県内の一部受注者の意見

※ 説明者が直接見聞きしたものではありませんので、又聞きの又聞きレベルの情報だと思ってください。

- ・ 全てとはいわないが、分離発注が可能であれば、一部だけでも随契としてもらいたい。
→ 平時は県外より安価な業者からの調達で、有事のみ協力を求められても（技術的な情報を把握できていないので）速やかな対応は難しい。
- ・ 人事異動で新任の方がくるたびに説明を行い、理解を得ることが大変。後任の方への引継ぎに特に配慮してほしい。
→ 官公需適格組合が利権団体のように思われている節がある。
- ・ 協同組合と一般企業の財務的な比較はやめてほしい。
→ 協同組合は組合自体の利益追求を目的としていないので、単純な決算書の比較で評価がなされてしまうと不利になる。